

大阪都市計画都市再生特別地区の変更（市決定）

都市計画都市再生特別地区に今橋三丁目地区を次のように追加する。

種 類	面 積	建築物 その他 の工 作 物 の誘 導す べき用途	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率 の最高限 度 (注1)	建築物の 建築面積 の最低限 度	建築物 の高さ の最高 限度	備考
都市再生特別地区 (今橋三丁目地区)	約 0.8ha	—	90/10	60/10	8/10	2,000 m ²	82m	
注1) ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は同条第5項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。								

「位置、区域、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度の区分は計画図表示のとおり。ただし、壁面の位置の制限は、公共用歩廊及び道路の上空に設けられる渡り廊下と接続する建築物の部分については適用しない。」